

検 消 防 第 190 号  
平成23年 6月29日

消防本部消防長 殿

日本消防検定協会  
理事長 小林 輝幸



### 消火栓等に係る情報の提供について

謹啓

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配にあずかり、厚く御礼申し上げます。

さて、易操作性1号消火栓、2号消火栓及び補助散水栓（以下「消火栓等」という。）につきましては、当協会において、操作性等に関する確認を行い、情報提供をさせていただいております。また、これらの消火栓等については、法令等の定めにより点検が義務付けられているところです。

設置されている消火栓等については、設置後20年以上経過するものも多くあり、交換すべき消防用保形ホースなどの構成部品の入手が困難となる問題が発生しています。

これらの問題に対応するため、日本消防検定協会、社団法人日本消防放水器具工業会及び一般社団法人日本消防ホース工業会において、消火栓等に記載されている消防用保形ホース以外の消防用保形ホースとの交換を実施した場合の影響等について検証し、消防用保形ホースなどを交換する際の交換要領を別紙のとおりまとめました。

貴消防本部の予防担当部内にこの旨周知していただきますようお願い致します。

敬白

日本消防検定協会  
消火・消防設備部 消防設備課  
富山 博明、北野 順也  
TEL 0422-44-7274（直通）  
FAX 0422-47-3991（直通）

平成23年 6月29日  
日本消防検定協会

## 易操作性1号消火栓、2号消火栓及び補助散水栓の構成部品の交換要領について

易操作性1号消火栓、2号消火栓及び補助散水栓（以下「消火栓等」という。）の点検については、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示14号）等により定期的な点検を実施することとされています。

点検の際、消火栓等の構成部品（消防用保形ホース、開閉弁及びノズル）に不具合が確認された場合は、構成部品を交換することが必要ですが、設置されている消火栓等には、設置後20年以上経過しているものも多くあり、交換すべき構成部品が製造中止や製造事業者の廃業などにより、入手が困難となる問題が発生しています。

これらの問題に対処するために消火栓等の構成部品の交換要領（以下「交換要領」という。）を別添のとおり取りまとめました。

交換要領では、日本消防検定協会（以下「検定協会」という。）において消火栓等の操作性について確認を行ったものについて、

消火栓等の銘板に記載されている消防用保形ホースが入手できない場合の手順

交換すべき開閉弁やノズルの型式がわからない場合の手法

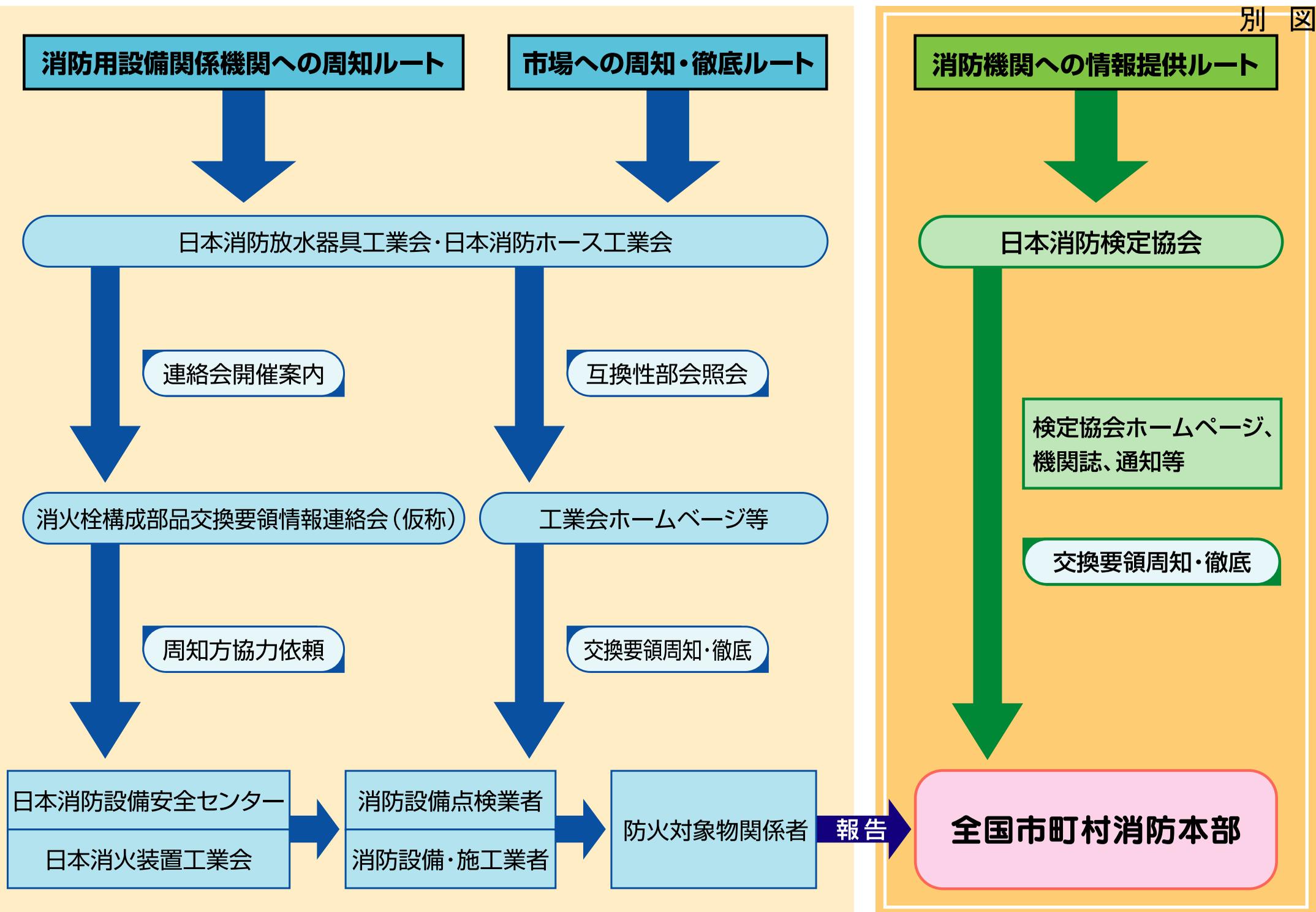
既設の開閉弁やノズルと同型式のものが入手できない場合の手順

を示しています。

今後、交換要領に基づき構成部品の交換が行われ、点検結果報告書等が消防機関へ提出される場合、点検票の備考欄などに「 を  に交換」と記したものが提出されることとなります。ご不明な点等ございましたら検定協会までご連絡下さい。

また、取りまとめた交換要領の周知については、別図のようなフローにより周知の徹底を諮ることとしています。

なお、この情報の提供については、検定協会、社団法人日本消防放水器具工業会及び一般社団法人日本消防ホース工業会のHPにアップするとともに検定協会の機関誌による情報の提供も併せて行われていることを申し添えます。



## 易操作性 1号消火栓、2号消火栓及び補助散水栓の構成部品の交換要領

易操作性 1号消火栓、2号消火栓及び補助散水栓（以下「消火栓等」という。）を構成する部品のうち、特に、消防用保形ホース、開閉弁及びノズルに不具合が発生した場合、消火活動上に重大な支障を及ぼすこととなります。

このため、消火栓等に係る点検基準（消防用設備等の点検の基準に係る屋内消火栓設備の点検の基準をいう。以下同じ。）においては、ポンプ起動時に、開閉弁、消防用保形ホース等を操作しての動作確認を行うとともに、操作が一人で容易にでき、かつ、消防用保形ホースの延長・収納が容易にできることが求められています。点検等において、これらの構成部品に不具合が確認された場合、早急に当該構成部品の交換が必要となります。

現在設置してある消火栓等については、消火栓箱の収納部（消防用保形ホース等を収納する部分をいう。）と消防用保形ホース等との組み合わせにおいて、一人で容易に操作できることが確認されたものです。

従って、これらの構成部品の交換に当たっては、できるだけ収納部全体を交換することが望ましいものであります。

しかしながら、収納部全体の交換は、経済的に負担が大きくなることを踏まえて、消火栓等の構成部品を交換する際は、次に掲げる手順に従って実施することにより当該消火栓等の機能が維持されることとなります。

なお、消火栓等の構成部品の交換を実施した場合は、消防庁告示（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件）で示されている消火栓等に係る点検票（別記様式第2号）又は所轄の消防署が指定する様式の措置又は備考欄等に「〇〇を〇〇に交換」と記入して点検票を所轄の消防署に提出して下さい。

注： 以下の手順により交換を行った際は、必ず点検基準に従って操作性等に支障がないことを確認して下さい。

特に収納部ごと交換した場合には、操作方法を示した絵表示と実物が合っているか、また、必要に応じ収納部の寸法や開閉弁の取出し位置等の確認を再度行って下さい。

### 1. 消防用保形ホースの交換

<手順 1 >

消火栓等の銘板に記載されている消防用保形ホースの型式番号のものと交換して下さい。



<記載された消防用保形ホースが製造中止により入手できない場合>

<手順2>

別表の様式による「消防用保形ホース互換性一覧表」が社団法人日本消防放水器具工業会のホームページにアップされていますので、当該一覧表に基づいて消火栓製造各社の消火栓鑑定型式番号ごとに、記載されている「交換可能消防用保形ホースの型式番号」の中から選択して交換して下さい。

なお、この手順による消防用保形ホースの交換後においては、当該消火栓箱に次に掲げる事項を主銘板の付近に容易に消えないよう油性ペンなどを使用しシール等<sup>\*1</sup>に記入し貼付して下さい。

- ① 交換した消防用保形ホースの型式番号
- ② 交換を実施した業者名
- ③ 交換実施日



<記載された交換可能消防用保形ホースが入手できない場合>

<手順3>

収納部ごと交換して下さい。

なお、収納部交換後の消火栓に新たな収納部に適応した操作手順を示す絵文字や主銘板が貼付されていることを確認して下さい。

## 2. 開閉弁の交換

<手順1>

現在使用している開閉弁と同型式<sup>\*2</sup>のものと交換して下さい。



<製造中止等により、同型式の開閉弁が入手できない場合>

<手順2>

収納部ごと交換して下さい。

なお、収納部交換後の消火栓に新たな収納部に適応した操作手順を示す絵文字や主銘板が貼付されていることを確認して下さい。

### 3. ノズルの交換

#### <手順1>

現在使用しているノズルと同型式<sup>\*2</sup>のものと交換して下さい。



<製造中止等により、同型式のノズルが入手できない場合>

#### <手順2>

収納部ごと交換して下さい。

なお、収納部交換後の消火栓に新たな収納部に適した操作手順を示す絵文字や主銘板が貼付されていることを確認して下さい。

#### 備考

※1： 消防用保形ホース交換後の表示の例

|                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 交換実施日            | 〇〇年〇〇月〇〇日            |
| 交換部品及び<br>交換後の型式 | 消防用保形ホース<br>ホ第〇〇～〇〇号 |
| 交換実施者            | 〇〇工業（株）              |

交換後の型式の例示

ホースの場合： ホ第〇〇～〇〇～〇〇号

※2 開閉弁及びノズルの交換の<手順1>において、「同型式」の判断ができない場合にあっては、当該消火栓等の製造業者に問い合わせして下さい。

## 消防用保形ホース互換性一覧表（例示）

種 別 易操作性1号消火栓

| 消火栓製造者名    | 消火栓鑑定型式番号      | 消火栓の銘板に記載されている消防用保形ホースの型式番号 | 交換可能消防用保形ホースの型式番号                         | 備考 |
|------------|----------------|-----------------------------|---|----|
| 株式会社〇〇〇製作所 | # 鑑栓第〇〇～〇〇～〇〇号 | ※ コ第〇〇～〇〇～〇〇号               | ホ第〇〇～〇〇～〇〇号<br>ホ第〇〇～〇〇～〇〇号<br>ホ第〇〇～〇〇～〇〇号 |    |
| 株式会社〇〇〇製作所 | 鑑栓第〇〇～〇〇～〇〇号   | ※ ホ第〇〇～〇〇～〇〇号               | ホ第〇〇～〇〇～〇〇号<br>ホ第〇〇～〇〇～〇〇号<br>ホ第〇〇～〇〇～〇〇号 |    |
| 株式会社〇〇〇製作所 | 鑑栓第〇〇～〇〇～〇〇号   | ホ第〇〇～〇〇～〇〇号                 | ホ第〇〇～〇〇～〇〇号<br>ホ第〇〇～〇〇～〇〇号<br>ホ第〇〇～〇〇～〇〇号 |    |
|            |                |                             |   |    |
|            |                |                             |   |    |

- 注：1. 消火栓鑑定型式番号欄中「#」印が付されている消火栓等にあつては、社団法人日本消防放水器具工業会にご相談下さい。
2. 消火栓の銘板に記載されている消防用保形ホースの型式番号欄中「※」印が付されている消防用保形ホースにあつては、製造中止等により当該消防用保形ホースの入手ができないことを示しています。

当該別表は例示となっております。交換可能な消防用保形ホースが掲載されている実際の「消防用保形ホース互換性一覧表」は社団法人日本消防放水器具工業会のホームページに掲載されています。